

昭和二十二年法律第六十三号

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

第一条 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り家庭裁判所を、別表第四表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二条 別表第五表の通り各高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

第三条 裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、新たに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の所在地の属する行政区画が他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

第四条 前二条の規定により管轄裁判所が定まらない地域がある場合には、この法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまでは、最高裁判所がその裁判所を定める。

附則抄
〇1 この法律は、裁判所法施行の日から、これを施行する。
附則 (昭和二十二年七月一八日法律第八九号)

〇1 この法律は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。
〇2 この法律により設立される簡易裁判所で従前の簡易裁判所と名称を同じくするものは、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、その田名部簡易裁判所と同一のものとしなす。
〇3 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。
附則 (昭和二十二年一月二七日法律第二三三号)

1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。
2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十四年五月一九日法律第八六号)
1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十五年三月三一日法律第三八号)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十六年四月五日法律第一三四号)

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十七年五月二九日法律第一五六号)

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十八年三月一六日法律第一一号)

1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和二十九年四月六日法律第六三号)

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
4 この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとしなす。
附則 (昭和三十年六月二八日法律第二五五号)

1 この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十一年四月一三日法律第六九号)
1 この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (昭和三十二年四月二六日法律第六七号)

1 この法律は、昭和三十二年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十三年四月二五日法律第八二号)

1 この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十四年三月七日法律第一〇号)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十五年四月二六日法律第五八号)

1 この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十六年三月一八日法律第一号)

1 この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十七年三月二九日法律第三九号)

1 この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十八年五月二四日法律第九三三号)
1 この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和三十九年四月二〇日法律第六四四号)

附則 (昭和四二年七月一八日法律第六五号)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和四三年五月二七日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、相川簡易裁判所に関する部分の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (昭和四三年六月一日法律第八三三号)抄

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則 (昭和四六年六月一〇日法律第一〇九号)
この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四六年二月三一日法律第一三〇号)抄

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則 (昭和四四年三月三一日法律第九号)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。
附則 (昭和六二年九月一一日法律第九〇号)

第一条 この法律中、第一条及び次条から附則第六条までの規定は昭和六十三年五月一日から、第二条の規定は同日後の日であつて政令で定める日から施行する。
第二条 この法律により廃止される簡易裁判所(以下「廃止簡易裁判所」という。)においてこの法律の施行前にした事件の受理その他の手続は、この法律によりその廃止簡易裁判所の所在地を管轄することとなる簡易裁判所(以下「受

入簡易裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とみなす。

2 この法律の施行前に廃止簡易裁判所であつて発せられた訴状その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、受入簡易裁判所にあつたものとみなす。

3 この法律の施行前に廃止簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものは、受入簡易裁判所が差戻し又は移送を受けたものとみなす。

4 受入簡易裁判所は、前三項の規定に基づいて取り扱うべき事件(以下「引継事件」という。)については、廃止簡易裁判所の管轄権と同一の管轄権を有するものとみなす。

第三条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(民事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、その専属管轄に属するものを除き、申立てにより又は職権で、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の引継事件の当事者は、受入簡易裁判所において本案について弁論をした後は、同項の申立てをすることができない。

3 第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第十七条の規定による移送の裁判又は同条の移送の申立てを却下する裁判とみなし、同法その他の法令の規定を適用する。

第四条 受入簡易裁判所は、廃止簡易裁判所の管轄区域の一部を管轄する他の簡易裁判所が引継事件(刑事訴訟事件で受入簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について管轄権を有する場合において、相当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定をもつて、当該引継事件を当該簡易裁判所に移送することができる。

2 前項の移送の決定は、受入簡易裁判所において、当該引継事件について、証拠調べを開始した後は、これを行うことができない。

3 第一項の規定による移送の決定又は同項の移送の請求を却下する決定については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第十九条第一項の規定による移送の決定又は同項の移送

の請求を却下する決定とみなし、同法(同条第二項を除く。)その他の法令の規定を適用する。(管轄区域の移転に伴う経過措置)

第五条 この法律によりその管轄区域の一部の区域が他の簡易裁判所(以下「隣接簡易裁判所」という。)の管轄区域に属することとなる簡易裁判所(以下「区域移転簡易裁判所」という。)にこの法律の施行の際現に係属している事件、この法律の施行前に発せられた訴状その他の書類の提出によりこの法律の施行後に区域移転簡易裁判所に申し立てられた事件及びこの法律の施行前に区域移転簡易裁判所が差戻し又は移送を受けた事件でこの法律の施行後にその差戻し又は移送の裁判が確定したものについては、当該区域移転簡易裁判所は、この法律の施行前と同一の管轄権を有するものとみなす。

2 附則第三条の規定は、前項に規定する事件のうち隣接簡易裁判所が管轄権を有する民事訴訟事件(区域移転簡易裁判所の管轄に属するものに限る。)について準用する。この場合において、同条第二項中「受入簡易裁判所において」とあるのは、「この法律の施行後区域移転簡易裁判所において」と読み替えるものとする。

(廃止簡易裁判所に対応する区検察庁に属する検察官等のした行為に関する経過措置)

第六条 廃止簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「廃止区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為は、それぞれ受入簡易裁判所に対応する区検察庁(以下「受入区検察庁」という。)に属する検察官又は検察事務官のした事件の受理その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に廃止区検察庁に属する検察官にあつて発せられた告訴をする書面その他の書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、これを受入区検察庁に属する検察官にあつたものとみなす。

附則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日法律第四号)

この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月九日法律第二五号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律第一三八号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

附則 (平成一七年三月一九日法律第四号)

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年三月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

名称	所在地
東京地方裁判所	東京都
横浜地方裁判所	横浜市
さいたま地方裁判所	さいたま市
千葉地方裁判所	千葉市
水戸地方裁判所	水戸市
宇都宮地方裁判所	宇都宮市
前橋地方裁判所	前橋市
静岡地方裁判所	静岡市
甲府地方裁判所	甲府市
長野地方裁判所	長野市
新潟地方裁判所	新潟市
大阪地方裁判所	大阪市
京都地方裁判所	京都市
神戸地方裁判所	神戸市
奈良地方裁判所	奈良市
大津地方裁判所	大津市
和歌山地方裁判所	和歌山市
名古屋地方裁判所	名古屋市
津地方裁判所	津市
岐阜地方裁判所	岐阜市
福井地方裁判所	福井市
金沢地方裁判所	金沢市
富山地方裁判所	富山市
広島地方裁判所	広島市
山口地方裁判所	山口市
岡山地方裁判所	岡山市
鳥取地方裁判所	鳥取市
松江地方裁判所	松江市
福岡地方裁判所	福岡市
佐賀地方裁判所	佐賀市
長崎地方裁判所	長崎市
大分地方裁判所	大分市
熊本地方裁判所	熊本市
鹿児島地方裁判所	鹿児島市
宮崎地方裁判所	宮崎市
那覇地方裁判所	那覇市
仙台地方裁判所	仙台市
福島地方裁判所	福島市
山形地方裁判所	山形市
盛岡地方裁判所	盛岡市
秋田地方裁判所	秋田市
青森地方裁判所	青森市
札幌地方裁判所	札幌市
函館地方裁判所	函館市
旭川地方裁判所	旭川市
釧路地方裁判所	釧路市

第二表(第一条関係)

釧路地方裁判所	高松市
高松地方裁判所	徳島市
徳島地方裁判所	高知市
高知地方裁判所	松山市
松山地方裁判所	

第三表（第一条関係）

名称	所在地
東京家庭裁判所	東京都
横浜家庭裁判所	横浜市
さいたま家庭裁判所	さいたま市
千葉家庭裁判所	千葉市
水戸家庭裁判所	水戸市
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市
前橋家庭裁判所	前橋市
静岡家庭裁判所	静岡市
甲府家庭裁判所	甲府市
長野家庭裁判所	長野市
新潟家庭裁判所	新潟市
大阪家庭裁判所	大阪市
京都家庭裁判所	京都市
神戸家庭裁判所	神戸市
奈良家庭裁判所	奈良市
大津家庭裁判所	大津市
和歌山家庭裁判所	和歌山市
名古屋家庭裁判所	名古屋市
津家庭裁判所	津市
岐阜家庭裁判所	岐阜市
福井家庭裁判所	福井市
金沢家庭裁判所	金沢市
富山家庭裁判所	富山市
広島家庭裁判所	広島市
山口家庭裁判所	山口市
岡山家庭裁判所	岡山市
鳥取家庭裁判所	鳥取市
松江家庭裁判所	松江市
福岡家庭裁判所	福岡市
佐賀家庭裁判所	佐賀市
長崎家庭裁判所	長崎市
大分家庭裁判所	大分市
熊本家庭裁判所	熊本市
鹿児島家庭裁判所	鹿児島市
宮崎家庭裁判所	宮崎市
那覇家庭裁判所	那覇市
仙台家庭裁判所	仙台市
福島家庭裁判所	福島市
山形家庭裁判所	山形市
盛岡家庭裁判所	盛岡市
秋田家庭裁判所	秋田市
青森家庭裁判所	青森市
札幌家庭裁判所	札幌市
函館家庭裁判所	函館市
旭川家庭裁判所	旭川市
釧路家庭裁判所	釧路市
高松家庭裁判所	高松市
徳島家庭裁判所	徳島市
高知家庭裁判所	高知市

第四表（第一条関係）

名称	所在地
東京簡易裁判所	東京都（特別区の存する区域に限る。）
八丈島簡易裁判所	東京都八丈支庁管内八丈町
伊豆大島簡易裁判所	東京都大島支庁管内大島町
新島簡易裁判所	東京都大島支庁管内新島村
八王子簡易裁判所	東京都八王子市
立川簡易裁判所	東京都立川市
武蔵野簡易裁判所	東京都武蔵野市
青梅簡易裁判所	東京都青梅市
町田簡易裁判所	東京都町田市
横浜簡易裁判所	横浜市中区
神奈川簡易裁判所	横浜市神奈川区
保土ヶ谷簡易裁判所	横浜市保土ヶ谷区
川崎簡易裁判所	川崎市
鎌倉簡易裁判所	鎌倉市
藤沢簡易裁判所	藤沢市
相模原簡易裁判所	相模原市
横須賀簡易裁判所	横須賀市
平塚簡易裁判所	平塚市
小田原簡易裁判所	小田原市
厚木簡易裁判所	厚木市
さいたま簡易裁判所	さいたま市浦和区
川口簡易裁判所	川口市
大宮簡易裁判所	さいたま市大宮区
久喜簡易裁判所	久喜市
越谷簡易裁判所	越谷市
川越簡易裁判所	川越市
飯能簡易裁判所	飯能市
所沢簡易裁判所	所沢市
熊谷簡易裁判所	熊谷市
本庄簡易裁判所	本庄市
秩父簡易裁判所	秩父市
千葉簡易裁判所	千葉市
佐倉簡易裁判所	佐倉市
千葉一宮簡易裁判所	千葉県長生郡一宮町
松戸簡易裁判所	松戸市
市川簡易裁判所	市川市
木更津簡易裁判所	木更津市
館山簡易裁判所	館山市
銚子簡易裁判所	銚子市
東金簡易裁判所	東金市
八日市場簡易裁判所	八日市場市
佐原簡易裁判所	佐原市
水戸簡易裁判所	水戸市
笠間簡易裁判所	笠間市

笠間簡易裁判所	日立市	木曾福島簡易裁判所	長野県木曾郡木曾福島町	篠山簡易裁判所	篠山市
日立簡易裁判所	常陸太田市	大町簡易裁判所	大町市	柏原簡易裁判所	丹波市
常陸太田簡易裁判所	土浦市	諏訪簡易裁判所	諏訪市	姫路簡易裁判所	姫路市
土浦簡易裁判所	石岡市	岡谷簡易裁判所	岡谷市	加古川簡易裁判所	加古川市
石岡簡易裁判所	龍ヶ崎	飯田簡易裁判所	飯田市	社簡易裁判所	兵庫県加東郡社町
龍ヶ崎簡易裁判所	取手市	伊那簡易裁判所	伊那市	豊岡簡易裁判所	豊岡市
取手簡易裁判所	茨城県行方郡麻生町	新潟簡易裁判所	新潟市学校町通一番町	豊岡簡易裁判所	豊岡市
麻生簡易裁判所	下妻市	新津簡易裁判所	新津市	豊岡簡易裁判所	豊岡市
下妻簡易裁判所	下館市	三条簡易裁判所	三条市	洲本簡易裁判所	兵庫県美方郡浜坂町
下館簡易裁判所	古河市	新発田簡易裁判所	新発田市	洲本簡易裁判所	兵庫県美方郡浜坂町
古河簡易裁判所	宇都宮市	村上簡易裁判所	村上市	奈良簡易裁判所	奈良市
宇都宮簡易裁判所	真岡市	長岡簡易裁判所	長岡市	奈良簡易裁判所	大和高田市
真岡簡易裁判所	大田原市	十日町簡易裁判所	十日町市	宇陀簡易裁判所	奈良県宇陀郡大宇陀町
大田原簡易裁判所	栃木市	柏崎簡易裁判所	柏崎市	五條簡易裁判所	奈良県吉野郡大淀町
栃木簡易裁判所	小山市	南魚沼簡易裁判所	南魚沼市	高島簡易裁判所	高島市
小山簡易裁判所	足利市	高田簡易裁判所	上越市	甲賀簡易裁判所	甲賀市
足利簡易裁判所	前橋簡易裁判所	糸魚川簡易裁判所	糸魚川市	彦根簡易裁判所	彦根市
前橋簡易裁判所	高崎市	佐渡簡易裁判所	佐渡市	東近江簡易裁判所	東近江市
高崎簡易裁判所	太田市	大阪簡易裁判所	大阪市	長浜簡易裁判所	長浜市
太田簡易裁判所	館林市	大阪池田簡易裁判所	池田市	和歌山簡易裁判所	和歌山市
館林簡易裁判所	伊勢崎市	吹田簡易裁判所	吹田市	湯浅簡易裁判所	和歌山県有田郡湯浅町
伊勢崎簡易裁判所	桐生市	茨木簡易裁判所	茨木市	妙寺簡易裁判所	和歌山県伊都郡かつらぎ町
桐生簡易裁判所	沼田市	東大阪簡易裁判所	東大阪市	橋本簡易裁判所	和歌山県伊都郡かつらぎ町
沼田簡易裁判所	中之条簡易裁判所	枚方簡易裁判所	枚方市	田辺簡易裁判所	和歌山県伊都郡かつらぎ町
中之条簡易裁判所	藤岡簡易裁判所	塚田簡易裁判所	塚田市	橋本市	和歌山県伊都郡かつらぎ町
藤岡簡易裁判所	静岡簡易裁判所	富田簡易裁判所	富田林市	和歌山簡易裁判所	和歌山県伊都郡かつらぎ町
静岡簡易裁判所	清水簡易裁判所	羽曳野簡易裁判所	羽曳野市	御坊簡易裁判所	和歌山県西牟婁郡串本町
清水簡易裁判所	熱海簡易裁判所	岸和田簡易裁判所	岸和田市	新宮簡易裁判所	新宮市
熱海簡易裁判所	三島簡易裁判所	泉佐野簡易裁判所	泉佐野市	名古屋簡易裁判所	名古屋市
三島簡易裁判所	沼津簡易裁判所	京都簡易裁判所	京都市中京区	春日井簡易裁判所	春日井市
沼津簡易裁判所	下田市	京都簡易裁判所	京都市伏見区	瀬戸簡易裁判所	瀬戸市
下田簡易裁判所	富士簡易裁判所	京都簡易裁判所	京都市右京区	一宮簡易裁判所	一宮市
富士簡易裁判所	島田簡易裁判所	向日簡易裁判所	向日市	犬山簡易裁判所	犬山市
島田簡易裁判所	掛川簡易裁判所	京都府相楽郡木津町	京都府相楽郡木津町	半田簡易裁判所	半田市
掛川簡易裁判所	浜松簡易裁判所	京都府船井郡園部町	京都府船井郡園部町	岡崎簡易裁判所	岡崎市
浜松簡易裁判所	甲府簡易裁判所	亀岡簡易裁判所	亀岡市	安城簡易裁判所	安城市
甲府簡易裁判所	山梨県南巨摩郡鵜沢町	宮津簡易裁判所	宮津市	豊田簡易裁判所	豊田市
山梨県南巨摩郡鵜沢町	都留簡易裁判所	舞鶴簡易裁判所	舞鶴市	豊橋簡易裁判所	豊橋市
都留簡易裁判所	富士吉田簡易裁判所	京丹後簡易裁判所	京丹後市	新城市	新城市
富士吉田簡易裁判所	長野簡易裁判所	舞鶴簡易裁判所	舞鶴市	津市	津市
長野簡易裁判所	飯山簡易裁判所	福知山簡易裁判所	福知山市	鈴鹿簡易裁判所	鈴鹿市
飯山簡易裁判所	上田簡易裁判所	神戸簡易裁判所	神戸市中央区	松阪簡易裁判所	松阪市
上田簡易裁判所	佐久簡易裁判所	西宮簡易裁判所	西宮市	伊賀簡易裁判所	伊賀市
佐久簡易裁判所	松本簡易裁判所	伊丹簡易裁判所	伊丹市	四日市簡易裁判所	四日市市
松本簡易裁判所		尼崎簡易裁判所	尼崎市	伊勢簡易裁判所	桑名市
		明石簡易裁判所	明石市		

児島簡易裁判所	玉野市	新上五島簡易裁判所	長崎県南松浦郡新上五島町	日向簡易裁判所	日向市	湯沢簡易裁判所	横手市
倉敷簡易裁判所	倉敷市	厳原簡易裁判所	対馬市厳原町中村	高千穂簡易裁判所	宮崎県西臼杵郡高千穂町	大曲簡易裁判所	湯沢市
笠岡簡易裁判所	倉敷市玉島一丁目	大分簡易裁判所	対馬市上県町佐須奈	那覇簡易裁判所	那覇市	角館簡易裁判所	大曲市
高梁簡易裁判所	倉敷市幸町	別府簡易裁判所	大分市	沖繩簡易裁判所	沖繩市	青森簡易裁判所	秋田県仙北郡角館町
新見簡易裁判所	高梁市	杵築簡易裁判所	別府市	名護簡易裁判所	名護市	むつ簡易裁判所	青森市
津山簡易裁判所	新見市	中津簡易裁判所	中津市	石垣簡易裁判所	石垣市	野辺地簡易裁判所	むつ市
勝山簡易裁判所	津山市	豊後高田簡易裁判所	豊後高田市	仙台簡易裁判所	仙台市	五所川原簡易裁判所	青森県上北郡野辺地町
鳥取簡易裁判所	岡山県真庭郡勝山町	日田簡易裁判所	日田市	大河原簡易裁判所	宮城県柴田郡大河原町	弘前簡易裁判所	弘前市
倉吉簡易裁判所	鳥取市	竹田簡易裁判所	竹田市	古川簡易裁判所	宮城県栗原郡築館町	八戸簡易裁判所	八戸市
米子簡易裁判所	倉吉市	佐伯簡易裁判所	佐伯市	築館簡易裁判所	宮城県栗原郡築館町	十和田簡易裁判所	八戸市
松江簡易裁判所	米子市	臼杵簡易裁判所	臼杵市	石巻簡易裁判所	宮城県登米郡登米町	札幌簡易裁判所	十和田市
雲南簡易裁判所	松江市	熊本簡易裁判所	熊本市	登米簡易裁判所	宮城県登米郡登米町	岩見沢簡易裁判所	札幌市
出雲簡易裁判所	雲南市	宇城簡易裁判所	宇城市	気仙沼簡易裁判所	宮城県登米郡登米町	夕張簡易裁判所	札幌市
浜田簡易裁判所	出雲市	荒尾簡易裁判所	荒尾市	福島簡易裁判所	福島市	室蘭簡易裁判所	滝川市
益田簡易裁判所	浜田市	玉名簡易裁判所	玉名市	郡山簡易裁判所	郡山市	伊達簡易裁判所	室蘭市
川本簡易裁判所	益田市	山鹿簡易裁判所	山鹿市	白河簡易裁判所	白河市	伊達簡易裁判所	伊達市
西郷簡易裁判所	高根県邑智郡川本町	阿蘇簡易裁判所	阿蘇市	棚倉簡易裁判所	福島県白川郡棚倉町	伊達簡易裁判所	伊達市
福岡簡易裁判所	高根県隠岐郡隠岐の島町	高森簡易裁判所	熊本県阿蘇郡高森町	会津若松簡易裁判所	会津若松市	伊達簡易裁判所	伊達市
宗像簡易裁判所	福岡市	御船簡易裁判所	熊本県上益城郡御船町	田島簡易裁判所	福島県南会津郡田島町	伊達簡易裁判所	伊達市
甘木簡易裁判所	宗像市	八代簡易裁判所	八代市	いわき簡易裁判所	福島県いわき市	伊達簡易裁判所	伊達市
飯塚簡易裁判所	甘木市	水俣簡易裁判所	水俣市	福島富岡簡易裁判所	福島県双葉郡富岡町	伊達簡易裁判所	伊達市
直方簡易裁判所	飯塚市	人吉簡易裁判所	人吉市	相馬簡易裁判所	福島県相馬市	伊達簡易裁判所	伊達市
小倉簡易裁判所	直方市	天草簡易裁判所	本渡市	山形簡易裁判所	山形市	伊達簡易裁判所	伊達市
折尾簡易裁判所	北九州市小倉北区	牛深簡易裁判所	牛深市	新庄簡易裁判所	新庄市	伊達簡易裁判所	伊達市
久留米簡易裁判所	北九州市八幡西区	鹿兒島簡易裁判所	鹿兒島市	米沢簡易裁判所	米沢市	伊達簡易裁判所	伊達市
うきは簡易裁判所	久留米市	伊集院簡易裁判所	鹿兒島県日置郡伊集院町	赤湯簡易裁判所	南陽市	伊達簡易裁判所	伊達市
柳川簡易裁判所	うきは市	種子島簡易裁判所	鹿兒島県種子島町	長井簡易裁判所	鶴岡市	伊達簡易裁判所	伊達市
大牟田簡易裁判所	柳川市	屋久島簡易裁判所	鹿兒島県熊毛郡上屋久町	酒田簡易裁判所	酒田市	伊達簡易裁判所	伊達市
八女簡易裁判所	大牟田市	名瀬簡易裁判所	鹿兒島県大島郡徳之島町	盛岡簡易裁判所	盛岡市	伊達簡易裁判所	伊達市
行橋簡易裁判所	八女市	徳之島簡易裁判所	鹿兒島県大島郡徳之島町	花巻簡易裁判所	花巻市	伊達簡易裁判所	伊達市
田川簡易裁判所	行橋市	加治木簡易裁判所	鹿兒島県加治木町	二戸簡易裁判所	二戸市	伊達簡易裁判所	伊達市
佐賀簡易裁判所	田川市	大口簡易裁判所	鹿兒島県曾於郡大口町	久慈簡易裁判所	久慈市	伊達簡易裁判所	伊達市
鳥栖簡易裁判所	佐賀市	大隅簡易裁判所	鹿兒島県曾於郡大口町	遠野簡易裁判所	遠野市	伊達簡易裁判所	伊達市
武雄簡易裁判所	鳥栖市	知覧簡易裁判所	鹿兒島県川辺郡知覧町	釜石簡易裁判所	釜石市	伊達簡易裁判所	伊達市
鹿島簡易裁判所	武雄市	加世田簡易裁判所	加世田市	大船渡簡易裁判所	釜石市	伊達簡易裁判所	伊達市
伊万里簡易裁判所	鹿島市	指宿簡易裁判所	指宿市	宮古簡易裁判所	宮古市	伊達簡易裁判所	伊達市
唐津簡易裁判所	伊万里市	川内簡易裁判所	薩摩川内市花木町	一関簡易裁判所	一関市	伊達簡易裁判所	伊達市
長崎簡易裁判所	唐津市	出水簡易裁判所	薩摩川内市上甕町中甕	水沢簡易裁判所	水沢市	伊達簡易裁判所	伊達市
大村簡易裁判所	長崎市	甌島簡易裁判所	鹿屋川内市上甕町中甕	秋田簡易裁判所	秋田市	伊達簡易裁判所	伊達市
諫早簡易裁判所	大村市	鹿屋簡易裁判所	鹿屋市	男鹿簡易裁判所	男鹿市	伊達簡易裁判所	伊達市
島原簡易裁判所	諫早市	宮崎簡易裁判所	宮崎市	本庄簡易裁判所	能代市	伊達簡易裁判所	伊達市
佐世保簡易裁判所	島原市	西都簡易裁判所	西都市	大館簡易裁判所	本庄市	伊達簡易裁判所	伊達市
平戸簡易裁判所	佐世保市	日南簡易裁判所	日南市	鹿角簡易裁判所	大館市	伊達簡易裁判所	伊達市
老岐簡易裁判所	平戸市	都城簡易裁判所	都城市	鹿角簡易裁判所	大館市	伊達簡易裁判所	伊達市
五島簡易裁判所	老岐市	小林簡易裁判所	小林市	鹿角簡易裁判所	大館市	伊達簡易裁判所	伊達市
五島簡易裁判所	五島市	延岡簡易裁判所	延岡市	鹿角簡易裁判所	大館市	伊達簡易裁判所	伊達市

